平成２２年（フ）第９０９号
京都市上京区七本松通仁和寺街道下る二番町209番地
債務者　小林　正治
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
広島県呉市広白石１丁目６番12―709号
債務者　永浜　泰則
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第８９号
広島県呉市広古新開４丁目13番２―202号
債務者　大成　　彩（旧姓野元）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第９７号
広島県呉市音戸町畑１丁目30番15号
債務者　道方由佳里
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第４４号
高知県須崎市西町１丁目11番６号
債務者　大﨑　綾子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１２４号
宮崎県延岡市本小路247番地１
債務者　古里　和彦
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５号
北海道虻田郡倶知安町字高砂151番地３
債務者　黒川　雅紀
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第２６号
北海道岩内郡岩内町字御崎28番地の３
債務者　村上　　恵
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第２７号
北海道岩内郡岩内町字宮園238番地の２　東宮園団地４号棟103号室
債務者　豊山　秀雅
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第９９号
宮城県遠田郡美里町青生字水越浦41番地８
債務者　久保　清弘
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
宮城県栗原市築館高田３丁目１番13―107号はくせん荘、従前の住所宮城県栗原市築館字下宮野町８番地　氏家アパート６号室
債務者　千葉　良子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
宮城県遠田郡涌谷町字一本柳41番地　町営淡島住宅103号
債務者　齋藤　美香
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
宮城県大崎市鹿島台大迫字川前112番地
債務者　中澤栄美子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
富山市東富山寿町３丁目５番２号、前住所富山市有沢新町62番地
債務者　雛形　直美（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９４号
兵庫県伊丹市荒牧南４丁目15番10―５号
債務者　入水　米男
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２１１号
兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目100番地５、前住所大阪府東大阪市日下町１丁目１番33号グリーンアミュレット301号
債務者　児島　陽子（旧姓上池）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２１４号
兵庫県伊丹市千僧２丁目143番地１ろうきん千僧コーポ205号
債務者　十川佳代子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部